



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 115 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

最近のディールのご紹介（株式会社 MIXI 様による PointsBet の買収）

株式会社 MIXI（MIXI）様が ASX 上場企業である PointsBet Holdings Limited（PBH）を 3 億 5,300 万豪ドルで買収する契約を締結されたことが 2 月 26 日に発表されましたが、本件の豪州におけるリーガル面については弊所の方でサポートさせていただいております。この買収は、オーストラリア会社法の定めるスキーム・オブ・アレンジメント（Scheme of Arrangement）の手法によって行われるものであり、カナダ（PBH が事業を展開している国）およびオーストラリア北部準州でのギャンブル規制当局の承認、外資審議委員会（FIRB）の承認、PBH の株主総会の特別決議および裁判所の承認といった条件を満たした後、2025 年半ばに完了する見込みです。

本案件は、MIXI 様にとって戦略的に重要な取引であり、今回の PBH の買収により、MIXI 様の TIPSTAR におけるソーシャルベッティング製品のノウハウを、PBH のオーストラリア市場での強固な基盤に組み合わせることが可能になります。

弊所の体制としては、PBH がメルボルンに拠点を置く企業であることから、案件全般については加納弁護士が主導・統括しつつ、弊所のブリスベン・オフィス（ジャパン・プラクティス・グループ）とメルボルン・オフィスの弁護士らによって編成した特別チームによってサポートさせていただいております。

弊所ニュースリリースの原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

カジュアル雇用の転換制度の変更（労働法）

2025 年 2 月 26 日より、カジュアル従業員は「従業員選択制度（Employee Choice Framework）」を利用し、正規雇用への転換を申請できるようになりました（小規模事業では 2025 年 8 月 26 日から適用されます。）。従来、使用者から正規雇用への転換を申し出る義務がありましたが、今後は転換の申し出は従業員側の選択に委ねられるようになります。

新制度では、カジュアル従業員が 6 か月（小規模事業では 12 か月）以上雇用されており、かつ「カジュアル雇用の定義（①継続的かつ無期限の雇用に対する明確な約束がないこと、および②カジュアル・ローディングまたはカジュアル従業員用のレートでの賃金を受け取っていること）を満たさなくなった」と考える場合、書面で転換申請が可能となり、使用者は 21 日以内に回答する必要があります。ただし、業務運営への重大な影響がある場合、法律上の制約がある場合などには転換を拒否できます。

使用者と従業員が正規雇用への転換について合意できず、職場内での解決が困難な場合、Fair Work Commission に紛争を持ち込むことで、Fair Work Commission は、最終的には仲裁により拘束力のある決定を下すことができます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

SJBP 法（労働法）

2025 年 2 月、「Secure Jobs, Better Pay」（SJBP）法に関し、包括的な見直しに関する報告書の草案が公表されました。SJBP 法は、団体交渉、男女平等、コンプライアンス等に関してフェアワーク法を改正したものであり、2022 年 12 月に施行されたものです。

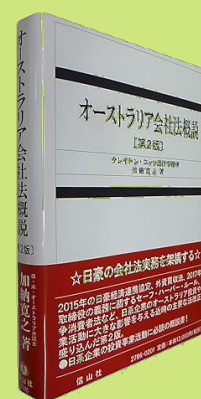
当該見直しの結果に基づき、団体交渉開始時における手続き、労働争議における強制調停会議の開催義務の緩和、女性が多い業種の低賃金問題の是正、ジェンダーによる過小評価に対処するための手続支援、2 年以上の有期雇用制限に関し、より実用的な適用例を導入することを目的とした有期雇用契約の制限見直し、建設業界における「National Construction Industry Forum（NCIF）」の継続的な運用と、他業界への応用等について提言しています。

今回の見直しを行った調査委員会は 2025 年 3 月 31 日までに最終報告書を政府へ提出する予定であり、また、豪州連邦政府が 2～3 年後に SJBP 改正法の運用に関するさらなる見直しを行うことを推奨しています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

詐欺防止フレームワーク法

2025 年 2 月 13 日、豪州連邦議会は「Scams Prevention Framework（詐欺防止フレームワーク）」法案を可決しました。これにより、銀行、通信事業者およびソーシャルメディア企業に対し、顧客を詐欺から保護するための積極的な対策を講じる義務が課されることになります。

制度の実施にあたっては、規則の不透明性、コンプライアンス負担の大きさ、責任の所在の不明確さといった課題が指摘されていましたが、上院において、判断基準の明確化、責任分担に関する明確化、ACCC の役割と責任に関する概要の公表の義務付けという 3 点の修正が加えられました。

この詐欺防止フレームワークは、連邦政府が選挙公約で掲げた詐欺対策の主要な要素の一つであり、今後も継続的に発展する可能性が高いと考えられるため、規制対象企業は規制の動向を継続的に確認することが求められます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ダイレクトマーケティング（プライバシー法）

豪州連邦政府は、プライバシー法のレビューに関する報告書への回答を公表しましたが、その内容はダイレクトマーケティングにも影響を及ぼす可能性があります。現時点では「Spam Act」や「Do Not Call Register Act」の改正は予定されていませんが、プライバシー法の改正により次のような影響を受ける可能性があります。

- 個人情報のダイレクトマーケティング利用を無条件で拒否できる権利が認められるべきとしていますが、対象となるダイレクトマーケティングの定義が顧客マッチングなどのターゲティングシナリオまで拡大されているように見受けられます。
- センシティブ情報に基づく個人へのターゲティングは禁止されるべきとされているものの、回答では、個人情報の利用方法に関して個人に選択肢と管理権限を与えることに重点を置いています。
- 企業が個人情報を売買する場合、個人情報の「取引」には個人の同意が必要であると回答で改めて言及されていますが、「取引」が何を意味するのかは不明確であり、日常的なマーケティングの慣行が含まれる可能性があります。
- 16 歳未満の子供を対象としたダイレクトマーケティング等は禁止される方向であるものの、例外的に年齢にふさわしくない広告を見せないようにする場合など、子供にとって有益である場合を例外とする可能性を認めています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

社内弁護士の訴訟費用の請求についての裁判例（訴訟）

豪州連邦最高裁判所は、Birketu Pty Ltd v Atanaskovic [2025] HCA 2 において、法律事務所が雇用する弁護士が訴訟で事務所を代理した場合、その事務所は弁護士費用を相手方に請求できると判断しました。これにより、企業が社内弁護士（インハウスロイヤー）の訴訟費用を請求できるかという点について、「インハウスソリシター・ルール」が明確となり、社内弁護士が所属企業の代理人として裁判所に登録され、訴訟を遂行した場合、その企業は訴訟費用を回収できる可能性があります。

企業の社内弁護士が訴訟代理人として活動する場合、以下の点を認識することが重要となります。

- 訴訟の初期段階で、費用回収の可能性を検討し、適切な訴訟記録を保持すること
- 訴訟費用は、外部弁護士を起用した場合の標準的な費用に基づいて評価されること
- 訴訟中に発生する費用の見積もりや、和解交渉時のコスト計算を適切に行うこと
- 必要に応じて、費用請求の専門家と協議すること

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

原子力発電の規制と導入の課題（資源・エネルギー）

豪州連邦野党（保守連合）は、エネルギー供給の安定化と温室効果ガス削減のため、原子力発電を導入する計画を発表しました。しかし、現在オーストラリアでは連邦法および州法により原子力発電が禁止されており、導入には大規模な法改正が必要となります。

連邦では、「環境保護・生物多様性法（EPBC 法）」および「放射線防護・原子力安全法（ARPANS 法）」が原子力発電所の建設・運用を禁止し、州では、タスマニア州および首都特別地域以外が原子炉の建設等を禁止しています。そのため、連邦政府が原子力発電を推進するには、まず EPBC 法と ARPANS 法の改正が必要ですが、加えて各州政府も独自の原子力禁止法を撤廃する必要があります。特にクイーンズランド州では、州政府が原子力発電所の建設を支持したとしても、住民投票を必要とする法律があります。もっとも、クイーンズランド州議会は現在、自由国民党が多数を占めているため、法律を改正して住民投票を不要にすることも理論的には可能です。

オーストラリアにおいて原子力政策が進むかどうかは、まずは 2025 年の連邦選挙の結果次第といえますが、将来的には民間企業の参入や原子力発電の経済的・技術的課題についても議論が進むものと予想されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナー（2024年11月25日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第2回勉強会（2024年9月5日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の4つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が2023年3月29日から31日にかけて東京で開催した4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が2022年11月8日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

Japan Practice 紹介サイト



最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



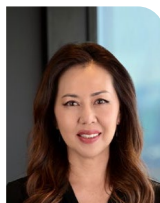
ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法資格実務家 白藤 祐也
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: yshirafuji@claytonutz.com



外国法資格実務家 半谷 駿介
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com